

東洋學報 第貳拾參卷第二號

昭和十一年二月

論 說

清代に於ける村鎮の定期市

加藤 繁

目 次

- 一 緒 言
- 二 南北諸州縣に於ける村鎮の定期市
- 三 定期市開催の日期
- 四 定期市と附近村落との關係
- 五 定期市にて取引せられる物品と取引する人
- 六 定期市と牙行及び斗秤人役 定期市と課税
- 七 定期市の設備と其の設立
- 八 結 語

一 緒 言

唐宋の頃、定期市が州治縣治のやうな稍大きい都市に於いても開かれ、又鎮市などといふ小都市並に村落に於いても開かれたことは嘗つて論述した如くである。此等の定期市は元明清三代を通じて益々盛に行はれた。定期市のことを宋の頃には市とも云ひ、市集とも云ひ、會會、集墟、墟市、集場などとも呼んだが清代では一般には集市、集市、市集の語を用ひ、廣東、廣西、福建等では主として墟、墟市と呼び、又阜とも呼んだ。而して定期市を開くことを趕集、趁墟など云つた。會又は會場の語は廟會の意味に用ひられ、通常、一般の定期市の意には用ひられなかつた。清代の定期市も、唐宋の其れの如く、府州縣治でも開かれ、鎮市、村落でも開かれたのであるが、本稿に於いては前者を除き、専ら後者について論述することとする。

二 南北諸州縣に於ける村鎮の定期市

南北の各州縣には大抵幾つかの定期市場が設けられたやうである。私は直隸省の州縣志約三十部、山東省の州縣志四十六部、河南省の州縣志三十一部、山西省の州縣志二十八部、福建省の州縣志四十八部、廣東省の府州縣志三十部、廣西省の州縣志十二部に就いて村鎮の定期市に關する記載を検して見た。此等の志の中には定期市に關して全く記して居ないものもあるが、その多數は定期市の記事を掲げて居る。その中には市集、集場、墟市の如き、一見

して定期市場たるを知るべき部門を立て、定期市の開かれる村落市鎮の名を記し、州縣治よりの距離並に開市の日期などを擧げて居るものがかなり多いが、街市市鎮集鎮里社村社などいふ名目の下に其の紀事を收めて居るものもある。後の場合では、そこに擧げられて居るものは必しも悉く定期市場ではなく、従つて混雜を來し易いやうであるが、少しく意を用ふれば、定期市場とさうでないものとは大抵區別せられる。私は如上の諸地志に見えた各州縣の集市の數を算し、同時にその人口並に一集市に相當する平均人口をも調べて次のやうな表を作つて見た。

州縣志には大抵州縣城內並に關廂の集市と各郷の集市とを區別して掲げて居るが、中には特に其の區別を明にして居ないものもある。しかし區別を明にしないものでも、注意して見れば、いづれが城關のそれで、いづれが郷村のそれであるかは略、辨別し得られるが、中には明瞭を缺く場合もある。私は城關の定期市を除き、専ら各鄉村鎮のそれを拾うて統計した積りであるが、多少の誤りは免れないであらう。又州縣志に掲げられた集市の數は大體その州縣の集市全體のやうであるが、中には寒村僻落の小集市は之を省略したものであるやうであつて、各州縣志が必しも其の採録の標準を一つにして居るのではないらしい。従つて各州縣志の記すところに依つて精密に集市の多少を比較することはむづかしいであらうが、大體のことは窺ひ得ると思ふ。各州縣志の集市の記事には纂修當時の現狀によつて舊志の記載を訂正したものが多くやうであ

るが中には専ら舊い記録に依り、現在の情形如何を問はなかつたものゝあることも認められる。されば同一州縣に關する前後二三の志に見える集市の數は必しも精確に其の發展の有様を示して居るのではなからうが、しかし多くの場合、大體の趨勢を現すと見て妨げあるまい。又州縣志の人口には、一州縣全體の人口を擧げたものと、州縣治を除いた鄉村だけのそれを擧げたものがあるが、私は不精密ながら、假りにいづれをも鄉村の人口と見做し、集市の數を以て其れを除し、一集市に依つて賄はれる平均人口に近いものを窺はうとした。

直隸省集市表

州縣	集市數		人口	一集に相當する平均人口
	康熙乾隆志	嘉慶道光志		
通州	九 <small>乾隆志</small>		二三一、四八一 <small>光緒志</small>	二五、七二〇
清苑縣			二五九、八五七 <small>同治志</small>	八、六六一
滿城縣			一三一、六六一 <small>民國志</small>	六、九二九
灤州		二三 <small>嘉慶志</small>	五六一、六六七 <small>光緒志</small>	二二、四六六
昌黎縣			二七一、七四二 <small>同治志</small>	二四、七〇三
河間縣	三四 <small>乾隆志</small>			

山東省集市表

邢臺縣	靈壽縣	正定縣	鹽山縣	南皮縣
五 志 康熙				
一 志 道光				
八 志 光緒				
二 三 同 治 志				
三 七 民 國 志				
一 六 志 光緒				
二 六 〇 、 三 〇 八 民 國				
七 、 〇 三 五				
二 五 八 、 〇 三 〇 道 光				
一 六 、 九 九 五				
二 三 、 四 五 七				

通州以下七州縣の平均一集相當人口

歷城縣	章邱縣	鄒平縣	淄川縣	長山縣	新城縣
康 熙 乾 隆 志					
嘉 慶 道 光 志					
八 道 光 志					
後 威 の 豐 以 志					
三 五 志 民 國					
二 六 志 道 光					
二 三 志 民 國					
三 九 〇 、 八 七 〇 民 國					
七 、 三 七 四					
一 集 に 相 當 す る 平 均 人 口					

清代に於ける村鎮の定期市

第二三卷

一五七

海陽縣	濱州	肥城縣	東阿縣	新泰縣	泰安縣	長清縣	陵原縣	平邑縣	臨邑縣	禹城縣	德平縣	濟陽縣	齊東縣	齊河縣
	三二乾隆志	一八康熙志		一四乾隆志	四四乾隆志		三三乾隆志				二一乾隆志	一五康熙志	三六乾隆志	
			二九道光志		三四道光志			一四道光志	二五嘉慶志	二一嘉慶志				
三四民國志	一八民國志	一七咸豐志			一四光緒志									
三一三、四一三民國志	二二七、六九六民國志	一七〇、一三六嘉慶志	一一三、七八二道光志	三〇八、七八五乾隆志	九五、一六二道光志	六七、六五八光緒志	二一二、二〇八乾隆志	一一四、八一八道光志				一〇〇、一八五康熙志		
九、二一八	一二、六四九	九、四五二	三、九二三	七、〇一七	二、七九八	四、八三二	六、六三一	八、二〇一				六、六七九		

沂水縣	費縣	莒州	壽張縣	嶧縣	滕縣	泗水縣	鄒縣	寧陽縣	曲阜縣	滋陽縣	青城縣	蒲臺縣	霑化縣	利津縣	樂陵縣
一一 康熙	一六 康熙				三四 康熙	一二 康熙	一六 康熙	一三 乾隆	七 康熙 一三 乾隆	六 乾隆、 道光、 光緒 に依る	一五 乾隆		一一 康熙	一七 乾隆	
		四六 道光		四三 嘉慶											
	五八 光緒		二六 光緒	二〇 光緒	一九 光緒		一九 光緒		一九 光緒				一四 光緒		
		三二八、三九〇 光緒					九九、三一六 光緒							八九、二〇一 乾隆	
	五、六六一						五、二二九							八、一〇九	

日 照 縣	一〇 康熙 志	二二 光緒 志	二二三、五四〇 道光	九、三一四
鉅 野 縣	二八 康熙 志	二二 道光	二二三、七三〇 道光	一八、二八六
定 陶 縣	三四 乾隆 志	三五 民國 志	二二一、〇五七 同治	八、八四二
蓬 萊 縣	五 康熙 志	一三 道光	二五 同治	七、八九五
金 鄉 縣				

歴城以下十七縣の平均一集相當人口

山西省集市表

州	縣	集	市	縣	人	口	平均人口
陽 曲 縣	六 康熙 志	康熙乾隆志	一五 道光	咸豐以後の志	三四五、〇八八 道光	二二、〇〇五	一集に相當する
徐 溝 縣	一 康熙 志			三 光緒 志	一九、二五五	一九、二五五	
岳 陽 縣				五 民國 志		三〇、六五五	
永 濟 縣				一 光緒 志	三三七、二〇七 光緒		
虞 鄉 縣				八 光緒 志		七、四九六	
長 治 縣	一 八 乾隆 志			一 六 光緒 志	一一九、九四五 光緒		

河南省集市表

沁陽縣	汾陽縣
一 一 九 志 光 緒	一 一 志 豐
四三五、五三九 志	四三五、五三九 志
五一、六三一 志 光 緒	五一、六三一 志 光 緒
三九、五九四	三九、五九四
五、七三六	五、七三六
陽曲以下六縣の平均一集相當人口 二〇、九五七	

州縣	集市數		人口	平均人口
	康熙乾隆志	嘉慶道光志		
祥符縣	六 志 康熙		五四 志 光緒	一集に相當する 平均人口
陳留縣	一六 志 乾隆		七八、七八六 志 同治	四、六三四
中牟縣		三二 志 道光	二七九、三四五 志 道光	八、七二九
淮寧縣			六二、四三〇 志 康熙	四、二八九
扶溝縣	五 志 康熙		三八一、七五九 志 光緒	
商邱縣	三 志 康熙		一六六、三二四 志 光緒	
永城縣	五 志 乾隆			
汲縣				
宜陽縣				

清代に於ける村鎮の定期市

嵩 縣	襄 城 縣	郊 縣
三〇乾隆志	一四乾隆志	一二康熙志
一四五、六三五乾隆	八五、六六四咸豐	二四咸豐志
四、八五四	三一、五六九	一一、二七六

中牟以下六縣の平均一集相當人口

福建省墟市表

永 福 縣	南 平 縣	沙 縣	永 安 縣	長 汀 縣	寧 化 縣	清 龍 縣	歸 化 縣
二一乾隆志	一一康熙志	一一雍正志	一〇乾隆汀州府志	一三乾隆汀州府志	一五乾隆汀州府志	一三乾隆汀州府志	一三乾隆汀州府志
嘉慶道光志	一九嘉慶志						
咸豐以後の志							
人口	八九、九一三嘉慶志	四四、五六六康熙志	二七、八五七雍正志				
平均人口	四、七三二	四、〇五一	二、一四二				

集

市

數

人

口

一墟に相當する平均人口

永	寧	福	福	霞	詔	平	南	長	漳	龍	莆	永	武	上	連
春	德	安	鼎	浦	安	和	靖	泰	浦	溪	田	定	平	杭	城
州	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣

四 乾隆 志	一三 乾隆 寧府 志	一一 乾隆 寧府 志	九 乾隆 寧府 志	八 乾隆 寧府 志	二〇 乾隆 州府 志	一四 康熙 志	三五 乾隆 州府 志	一〇 乾隆 州府 志	二二 康熙 志	二七 乾隆 志	四 乾隆 志	五 乾隆 汀州 府志	五 乾隆 汀州 府志		
--------------	---------------------	---------------------	--------------------	--------------------	---------------------	---------------	---------------------	---------------------	---------------	---------------	--------------	---------------------	---------------------	--	--

二九
同治
志

二四、五
三六
同治
志

一三五、三七〇
同治
志

三、七
六七

八
三五

八、五
三五
乾隆
志

二、一
三三

清代に於ける村鎮の定期市

第二三卷

一六三

德化縣	一乾隆		
龍巖州	一〇道光		一六〇、三三六道光
漳平縣	一一道光		一三七、一八一道光龍巖州志
南平以下八縣の平均一墟相當人口			
			五、七七〇

廣東省墟市表

州	縣	集		市	數	人	口	平均人口
		康熙乾隆志	咸豐以後の志					
南海縣	番禺縣		四一 同治志	一三二 道光志	四一 同治志	一、一三九、一三三 道光志	八、六二九	一墟に相當する
順德縣	東莞縣	四二 乾隆志		五八 嘉慶志	五二 宣統志	一、〇〇七、六九七 民國志	八、一二六	
從化縣	龍門縣			五八 嘉慶志	二四 民國志	一、〇三三、四七三 咸豐志	一四、一五七	
新寧縣	增城縣			五五 道光志	七三 咸豐志	四六五、五七〇 嘉慶志	八、六二七	
				四〇 嘉慶志	七四 光緒志			

香 山 縣
 新 會 縣
 三 水 縣
 清 遠 縣
 新 安 縣
 花 江 縣
 曲 昌 縣
 樂 昌 縣
 仁 化 縣
 乳 源 縣
 翁 源 縣
 英 德 縣
 南 雄 州
 始 興 縣
 陽 山 縣
 海 陽 縣

九州隆潮
 府志

清代に於ける村鎮の定期市

二一 道光
 六三 道光
 二五 嘉慶
 二七 嘉慶
 一四 嘉慶
 二二 道光
 一八 道光南
 一八 雄州志
 四三 道光

七〇 光緒
 四一 光緒
 二四 光緒廣
 二二 光緒廣
 二五 同治韶
 八 同治
 九 同治韶
 一八 同治韶
 二五 同治韶
 四七 同治韶

二四一、六八二 同治韶
 五三、六一二 同治韶
 八〇、九九九 同治韶
 一二二、三七三 同治韶
 一七四、一三四 同治韶
 一五三、八一 同治韶
 二三五、六四八 道光

九、六六七
 六、七〇一
 八、九九九
 六、七九八
 六、九六五
 三、二七二
 一〇、二四五

第二三卷

一六五

清代に於ける村鎮の定期市

第二三卷

一六六

潮陽縣 揭陽縣 饒平縣 惠來縣 大埔縣 澄海縣 普寧縣 豐順縣

一五
州府志
一一
二一
一七
八
一九
八
一四
七

南海以下十一縣の平均一墟相當人口 八、三八〇

廣西省墟市表

州	縣	集	市	數	人	口	平均人口
馬平縣	全平州	乾隆志	嘉慶道光志	同治光緒志			一墟に相當する
		一九					
		一一					
			二六 嘉慶志				
					一三五、八三七 乾隆志		
							一二、三四八

興安縣	永福縣	賀縣	北流縣	賓州	懷集縣	博白縣	鬱林州	恩隆縣	百色廳	上林縣
六道光 志	五				二九道 光志	二六				
二二六、〇四九 道光志		一四 道光志	一七 道光志	三一 道光志	二二 同治志	二六 道光志	二六 道光志	二二 道光志	一四 道光志	二六 道光志
						三三八、四〇八 道光志	四〇、〇一三 道光志	二八、四三三 道光志		
三七、六七四						一三、〇一五	一、七三九	二、〇三〇		一三、三六一

全州以下五州縣の平均一墟相當人口

右の表に康熙志乾隆志など年號の下に單に志と記したものは總べて州縣志である。府志の場合には必ず其旨を注した。一集相當平均人口は、一つの志に見える集市數と人口とに依つて計算した。但し、山東肥城縣志は、康熙志には集市數あつて人口無く、嘉慶志には人口あつて集市數無き爲め、前者の集數と後者の人口とを比較計算した。尙

清代に於ける村鎮の定期市

第二三卷 一六七

ほ民國成立後の州縣志をも假りに清末のものに准じて使用した。

右に掲げたところに依つて直隸の十一縣、山東の四十三縣、山西の八縣、河南の十二縣、福建の二十七縣、廣東の十四縣にそれ／＼幾多の集市墟市の設けられたことが知られ、従つて此等六省の他の州縣も似寄りの有様であつたことが察せられ、更に推し擴げて六省以外の他の諸省に於いても、多寡の差異はあらうけれども、ともかく定期市の設けのあつたことが想見せられる。實際、私は安徽、江西、湖北、湖南、四川、浙江、陝西、甘肅、貴州の州縣志をも多少取調べて居るが、其等にも定期市の存在が少からず見出だされるのである。

さて右の表に依れば、各州縣の定期市は少きも五六、最も少きは一、多きは二三十より四五に達したのである。廣東の南海縣、番禺縣のそれは格段に多いが、此れは同地方特殊の事情に因るもののやうで、一般の有様とは餘程かけ離れて居る。尙ほ異なる年代に編纂された同じ州縣の志二種以上に現れた集市數は、集市の發展を考ふべき好資料であるから、前の表から抽出して次に掲げて見よう。

省	州	縣	集	市	數	增	減
直隸	灤州	通州			九 乾隆志	增	減
鹽山縣					二 嘉慶志	增	減
					二 光緒志	增	減
					三 民國志	增	減
					九 咸豐志	增減無し	

南 河				西 山			東 山							
邳	永	扶	中	長	徐	陽	蓬	定	日	費	泗	曲	陽	新
縣	城	溝	牟	治	溝	曲	萊	陶	照		水	阜	信	城
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
一 二	三 六	三 三	一 六	一 八	一 志	六 志	五 志	三 四	一 〇	一 六	一 二	七 志	三 二	六 志
康熙	康熙	道光	乾隆	乾隆	康熙	康熙	康熙	乾隆	康熙	康熙	康熙	康熙	乾隆	康熙
二 四	八 九	二 三	一 七	一 六	三 志	一 五	一 三	三 五	二 二	五 八	一 九	一 三	一 八	二 三
咸豐	光緒	光緒	同治	光緒	光緒	道光	道光	民國	光緒	光緒	光緒	乾隆	民國	民國
增	增	減	增	減	增	增	增	增	增	增	增	增	減	增

東				廣			
翁	曲	新	新	東	順	番	南
源	江	會	寧	莞	德	禺	海
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
							一三二道光
一四 嘉慶志	二七 嘉慶志	六三 道光志	五五 道光志	五八 嘉慶志	四二 乾隆志	九〇 同治志	四一 同治志
							四一 同治志
							五二 宣統志
							一二四 民國志
							七三 咸豐志
							六八 民國志
							七四 光緒志
							七〇 光緒志
							二五 同治志
							二五 同治志
							增
							減
							增
							增
							增
							增
							減

二十六州縣の中、康熙乾隆以來、若しくは道光咸豐同治以來、集市數の増加したもの——それは或は大に増し、或は僅に増して居るが、ともかくも増加したものが十九州縣であり、乾隆と咸豐と増減無きものが一州、乾隆若しくは嘉慶道光以後減じたものが五縣、其の内長治曲江二縣は一二の減少である。此れに依つて、清代に於いて、南北とも大體に於いて、集市の増加しつゝあつたことが窺はれる。或地方に於ける商業の盛大さの程度は、市場の數の外、市場に於ける取引高などに依つて決せられるので、市場の數のみに依つて之を判断すべきではないが、しかし、右集市の増加は大體に於いて右地方に於ける人口の増加、經濟の發達、商業の

繁榮を示すものと見て大過無いであらう。次に康熙乾隆志に見える一州縣の集市の數に
 は一とか四・五とかいふやうな少い數もあるが同時に三十四・五十といふやうなものもある。
 此れは集市といふものが由來久しきもので、或る地方に於いては清朝の初期にあつて既に
 頗る普及して居たことを示すものであらう。又直隸以下七省の平均一集相當人口は、前に
 掲げた如く

直隸省	七縣	一六、九九五
山東省	一七縣	七、八九五
山西省	六縣	二〇、九五七
河南省	六縣	一一、二七六
福建省	八縣	五、七七〇
廣東省	一一縣	八、三八〇
廣西省	五縣	一三、三六一

である。取扱つた縣の數が少いから、右の數字も正しくそれ／＼の省の平均一集相當人口
 を示すものではないことはいふまでもない。しかし大體の傾向は之に依つて窺はれぬこ
 とはあるまい。山東廣東は一集當りの人口が七、八九五及び八、三八〇であつて、其の最も少
 い部類に屬して居り、其れは言換へれば集市の最も多い地方といふことに爲るのであるが、
 此れを此の二省の州縣志に集市墟市の記事が最も豊富であることと結びつけて考へれば、

二省に於いては、實際、他省に比して、多數の定期市が存在したことゝ受取られる。

江蘇省の州縣志には定期市に關する記載を殆ど見出だし得ない。鎮市市鎮などいふ部門はあるが、それには地方區割としての鎮や市などを擧げただけで、定期市に關する紀事は無い。鎮志などには稀れに集市のことが見えるけれども、開市の日期は擧げられて居らぬ。蓋し江蘇の村鎮にも定期市が無いのではないが、それは大抵毎日開かれるので、一般の人々は特に定期市として注意せず、從つて州縣志にも其れを明瞭に記さなかつたのであらう。吳江縣黎里鎮の志たる嘉慶黎里志^{卷二}に、鎮之東曰東柵、毎日黎明、鄉人咸集、百貨貿易、而米及油餅爲最多、舟楫塞港、街道肩摩、云云と云ひ、毎日米油餅をはじめ百貨の集市の開かれることを述べて居るが、斯かる有様は他の村鎮に於いても見られたであつたらう。蓋し定期市は古來次第にその開催の日數を増したので、毎日市を開くのはその最も發達した形であらう。江蘇の州縣志に定期市の記事を缺いてゐるからと云つて、定期市が存しなかつたといふべきではない。

三 定期市開催の日期

村鎮の集市にはそれ／＼開市の日期が定められ、之を集期又は墟期と呼んだ。集市の最も多く開かれる場合は毎日である。之に次いで二日に一回開かれるもの、言換へれば十日に五回開かれるものがある。此れは單日即ち奇數の日に開かれるものと雙日即ち偶數の

日に開かれるものとに分かれる。次に十日に四回開かれるものがある。其の日の取り方は一六三八・二七四九など様々である。次に十日二回、一六若しくは三八の如く開かれるものもある。又十日に三回開かれるものもある。又十二日に四回言換へれば三日に一回開かれるものがある。此れは十二支に依つて子午卯酉の如く開くのである。同じ場所が開かれる市であつて、日に依つて規模の大小を異にし、大なるを大集と云ひ、小なるを小集といふこともある。下に掲げる如く、直隸省灤州開平鎮の市で、五日十日に開かれるものを大集と云ひ、二日七日に開かれるを小集と云ひ、山東省周村鎮の市で三日八日に開かれるを小集と云ひ、四日九日に開かれるを大集といつたのは其の例としてよい。開市の度数は、市の規模の大小、市場即ち市の開かれる村鎮の相互の距離など種々の事情に依つて定まるので、強ち開市の度数の多い場處ほど商業が盛大であるとは云はれない。

直隸の集市には、例へば、通州の張家灣集場の如く、單日毎に開くものもあり、烟郊集場、宏仁橋集場の如く十日四回開くものもあるが、十日二回の場合が最も多い。山東省も大體同様で、十日二回が最も多い。河南省では、十日五回、單日若しくは雙日に市を開くものが比較的多いやうである。山西省でもいろいろの日取りを用ひて居るが、十日三回がかなり多い。福建では十日一回、十日二回、十日三回など取りぐである。廣東では十日三回の場合が最も多い。廣西には十日三回の場合もあるが、大部分は十二日四回である。次に市日の實例を五つ六つ擧げて置かう。

直隸省灤州

開市地	所	在	集	期
馬城堡	城南二十里		二七日	
安各庄	縣西二十里		二七日	
長寧集	城南三十里		五十日	
石佛口	城西三十五里		一六日	
石佛莊	城西五十里		三八日	
張各莊	城西南四十里		四九日	
倂城鎮	城南六十里		三八日	
連北店	城南六十里		四九日	
古冶鎮	城西六十里		二七日	
茨榆坨	城西南六十里		一六日	
扒齒港	城西南六十里		二七日	
高各莊	城南七十里		二七日	
開市地	所 <td>在</td> <td>集</td> <td>期</td>	在	集	期
王家店	城西北七十里		三八日	
司家莊	城南八十里		五十日	
胡家莊	城南九十里		四九日	
開平鎮	城西南九十里		五十日大集。 二七日小集。	
栗園莊	城西九十里		二七日	
榛子鎮	城西北九十里		一六日大集。 四九日小集。	
暗牛淀	城南一百里		一六日	
坨里莊	城南一百二十里		二七日	
柏各莊	城南一百二十里		三八日	
曾家灣	城南一百二十里		三八日	
稻地鎮	城西南一百二十里		三八日	

(右嘉慶灤州志卷二に據る)

山東省長山縣

開市地	所	在	集	期	開市地	所	在	集	期
衛固	縣東	六里	二六日		舊口	縣西北	二十五里	五十日	
房鎮	縣東	十五里	一六日		董家莊	縣西南	四十里	一六日	
固懸	縣東	十五里	三八日		陶家口	縣北	五十里	三八日	
閻家莊	縣東	六里	二六日		苑城	縣北	二十里	五十日	
大柳樹	縣東北	十五里	一六日		陳度	縣北	二十里	二七日	
院上莊	縣東	十五里	三八日		三元莊	縣西北	三十里	四九日	
周村	縣南	二十里	三八日小集。 四九日大集。		焦家橋	縣西北	三十里	一六日	
黃家莊	縣東南	三十里	二七日		禮參店			五十日	
北嶺	縣東南	三十三里	五十日		東周家莊	南路省	字約	一六日	
呂家莊	縣西北	十里	三八日		牛家莊	北路	足字約	一六日	
司家莊	縣西北	十二里	一六日		周家莊	東路	樂天約	五十日	

(右、嘉慶長山縣志卷一に據る)

河南省汲縣

清代に於ける村鎮の定期市

開市地	所	在	集	期
李源屯	東	鄉	雙日	
柳毅屯	東	鄉	單日	
山彪村	西	鄉	雙日	
開市地	所	在	集	期
上樂村	東北	鄉	單日	
小雙	北	鄉	雙日	

(右乾隆汲縣志卷二に據る)

山西省岳陽縣

開市地	所	在	集	期
古縣	縣	鎮	二五八日	
府城	城	鎮	二五八日	
和川	川	鎮	二五八日	
開市地	所	在	集	期
唐城	城	鎮	三六九日	
北平	平	村	三六九日	

(右民國岳陽縣志に據る)

廣東省增城縣

開市地	所	在	墟	期
東街	街	慶福都	二五八日	
開市地	所	在	墟	期
水邊	邊	慶福都	一四七日	

米場	小逕	江東湖隄錢	新塘	岡見	白石	雅瑤墟	仙村	高灘	小埔	派潭	臘圃	二龍	小樓	廟潭	證果
同	同	同	甘泉	同	清湖	同	綏寧	同	同	楊梅	同	同	同	崇賢	金牛
二五八日	□四七日	一四七日	二五八日	三六九日	一四七日	三六十日	二五八日	三六九日	二五八日	三六十日	三五八日	一四七日	三六十日	一四七日	三六九日
			都		都		都			都				都	都
石湖	神岡	官海	龍津	石頭	深墟	碧江	石灘	園州	高洲	大江	沙塘	三江	沙角	大塘	紅花地
同	雲	同	同	同	同	同	同	同	下	同	同	同	同	上	甘泉
	母														
		都							都					都	都
一四七日	四十七日	三六九日	二五八日	一四七日	二五八日	二五八日	三六九日			三六九日	二五八日	二五八日	三五八日	三五八日	一四七日

大埔	綏福都	三六九日
坑貝	同	二五八日
福和	同	三六九日
人和	綏福城	一四七日
鎮龍	同	二五八日

廣西省上林縣

(右嘉慶增城縣志卷一に依る)

墟市	所在	墟期
鄒墟	城を距る九〇里	辰戌丑未日
獅螺墟	同	子午卯酉日
白墟	四〇里	寅申巳亥日
青泰墟	二〇里	辰戌丑未日
古丹墟	一五里	子午卯酉日
里墟	三五里	辰戌丑未日
雷墟	五五里	子午卯酉日
壩頭墟	六〇里	寅申巳亥日
鎮墟	九〇里	寅申巳亥日
墟市	所在	墟期
里民墟	城を距る八〇里	辰戌丑未日
大豐墟	半里	寅申巳亥日
亭亮墟	二〇里	子午卯酉日
大山新墟	四五里	辰戌丑未日
巷賢墟	六〇里	寅申巳亥日
思隴墟	一二〇里	寅申巳亥日
三里東門墟	六〇里	子午卯酉日
羅墟	六〇里	寅申巳亥日
甘谷墟	七五里	辰戌丑未日

塘紅墟	同	一二〇里	辰戌丑未日	周安墟	同	一八〇里	辰戌丑未日
公塘墟	同	九〇里	辰戌丑未日	思吉墟	同	一九〇里	寅申巳亥日
東撫墟	同	一二〇里	辰戌丑未日	北更墟	同	一三〇里	寅申巳亥日
喬賢墟	同	一二〇里	子午卯酉日	馬蹄墟	同	一九〇里	子午卯酉日
賢按墟	同	一四〇里	寅申巳亥日	渡口墟	同	二一〇里	子午卯酉日
古蓬墟	同	一六〇里	子午卯酉日				

(右、光緒上林縣志卷四に據る)

尙ほ毎日の市としては、嘉慶濬縣(河南志五卷に、

李家道口集 日 日 集

とあるのを舉げて置かう。前章に述べた江蘇黎里鎮の市なども其の例である。十日四回の市としては、前の表に掲げた灤州の開平鎮榛子鎮、長山縣の周村鎮等の外、康熙齊東(山東縣志一卷に

石家店集 毎月逢一四六九日

とあり、道光章邱(山東縣志一卷に

普集三五八 水寨一三八

とあるなど、その例が多い。

清代に於ける村鎮の定期市

開市の度数は必しも商業の盛さを示さないことは既に述べた如くである。しかしながら一つの集市に就いて云へば、古くは市日が少く、後、商業の發達するにつれて増加したに相違あるまい。今のところ、未だ記録に依つて之を明にすることの出来ないのを遺憾とする。支那經濟報告書第十九號明治四十二年二月發行)に掲げられた支那に於ける市制度に、

中古歐洲に於イテ行ハレシ如ク支那ニ於イテ五日市行ハル(中略)五日市ニ四種アリ一六市二七市三八市四九市是レナリ(中略)此等ノ市ハ周環シテ開カレ昨日甲地ニ一六市アレバ本日乙地ニ二七市アリ本日乙地ニ二七市アレバ明日丙地ニ三八市アリ明日丙地ニ三八市アレバ明後日丁地ニ四九市アリ而シテ各市ノ距離ハ北清ニテ五十清里即チ約我八里アリ中古獨逸ノ市ハ四五時間ノ距離ニ存在シ我國及ビ韓國ノ市ハ四五里ノ距離ニ存在シ共ニ一日往返半日ノ行程ヲ標準トシタレバ商人ハ本日甲地ノ市ヲ終ヘ明日乙地ノ市ニ至リ毎日各市ヲ巡訪シテ交易シ得タリ北清ノ各市ハ相互ノ距離遠キニ失シ商人ハ毎日市ニ出デ交易スル能ハザルモノノ如シ然レドモ北清ハ平遠遼濶ニシテ車馬ヲ用フルコト大ニ行ハレ車馬ノ行程ハ一日一百清里ヲ例トスレバ各市ノ距離ハ半日程ニシテ亦日韓獨ノ如ク商人ハ各市ヲ周歴シ毎日交易スルコトヲ得ベシと云ひ、いはゆる五日市即ち十日二回の市は半日行程の距離に設けられ、商人は毎日市場を輾轉周流して市を開くことを述べて居る。私は此かる事例を記録の中に見出ださうと勉めて果たし得なかつたのであるが、十日二回の市に於いても、十日に三四回の市に於いても

右に述べられたやうな慣習が古くから行はれた場合が少くなからうと想像せられる。

四 定期市と附近村鎮との關係

或る村鎮に開かれる集市には、その村鎮の住民の外、附近村落の住民も亦來り會することはいふまでもない。しかしながら村落の住民は何處の集へでも無制限に隨意に出入交易することを許されたのではないやうである。

東方文化學院研究員青山定雄氏が昭和九年、北平から持ち歸られた抄本の中に、表紙其他が缺損して書名も編纂年代も詳でない小冊子がある。其れは直隸省正定縣の縣城並に東路二十七村の重要事項を列記したもので、完本には此の外南西北三路の各村莊の紀事が網羅されて居るのであらう。此の書に見える東路の村莊の數並に其の名稱は同治十三年に纂修され、光緒元年に刊行された所謂光緒正定縣志の其れに符合するけれども、其の各村莊の戸口は概して光緒志に比して少く、或るものは頗少いから、此の書は同治以前に編纂されたものであらう。私は假りに此れを正定縣城郷紀要と名づける。此の書の紀事の中に集市の一項がある。此れに依れば、正定縣東路には朱河村、朱夫屯、南牛屯の三村に集市が設けられ、東路各村の民は此の三市と縣市及び北路新城舖の集市とに赴くことゝせられ、而もそれゝ其の赴くべき集市が定められて居る。此れを表として示せば次の如くである。

一、縣市に赴くもの。(縣市の集期は二七日)

東關村 (城を離るゝこと一里)

順城關 (城を離るゝこと二里)

小林濟村 (城を離るゝこと三里)

大林濟村 (城を離るゝこと五里)

丁家莊 (城を離るゝこと五里)

三家屯 (城を離るゝこと三里)

東上寨 (城を離るゝこと五里)

西上寨 (城を離るゝこと五里)

盤桃村 (城を離るゝこと十五里)

梁家莊 (城を離るゝこと五里)

東洋村 (城を離るゝこと十里)

西洋村 (城を離るゝこと八里)

二、朱河村集に赴くもの

朱河村 (城を離るゝこと八里。集期四九日)

羅家庄 (城を離るゝこと六里。朱河村を離るゝこと二里)

三、朱夫屯光緒正定縣志には諸福屯に作るに赴くもの

朱夫屯 (城を離るゝこと十二里。集期五十日)

南聖板村 (城を離るゝこと十五里。朱夫屯を離るゝこと三里)

中聖板村 (城を離るゝこと十六里。朱夫屯を離るゝこと四里)

北聖板村 (城を離るゝこと十八里。朱夫屯を離るゝこと四里)

四、南牛屯に赴くもの

南牛屯 (城を離るゝこと十二里。集期三八日)

侯家庄 (城を離るゝこと十三里。南牛屯を離るゝこと四里)

東邢家庄 (城を離るゝこと十二里。南牛屯を離るゝこと三里)

南永固村 (城を離るゝこと十五里。南牛屯を離るゝこと三里)

北永固村 (城を離るゝこと十五里。南牛屯を離るゝこと一里)

樹路村 (城を離るゝこと十二里。南牛屯を離るゝこと四里)

五、北路新城鋪に赴くもの

東楊家庄 (城を離るゝこと二十一里。新城鋪を離るゝこと十三里)

西楊家庄 (城を離るゝこと二十里。新城鋪を離るゝこと十三里)

東賈村 (城を離るゝこと二十里。新城鋪を離るゝこと十三里)

原文に、他村の市に赴く場合には、例へば「赴城内集、離城二里、順城關。」赴朱家村集、離村二里、(羅家庄)など、云つて居る。念の爲めに掲げて置く。

縣市に赴くところの東路の村莊は十二であるが、願ふに縣市へは他路から東路同様に赴

いたであらうから、縣市に赴く村莊の總數は之に數倍したであらう。南牛屯に赴くものは六村、朱夫屯に赴くものは四村、朱河村に赴くものは二村であるが、此等の市にも他路の東路に接近した部分から來るものがあつたであらうから、その總數は今少し増加すべきであらう。集期は縣市が二七、南牛屯が二八、牛河村が四九、朱夫屯が五十であるが、東路に近い他路の集市の一六日に市を催すものと併せて一六より五十に至る十日二回の市の一集團が成立つのである。恐らく正定縣市並に南牛屯等の市に出で來る商人は、此の集團を成すところの五個處の市場を日を逐うて輾轉巡回して居たのであらう。市場とそれに赴く村莊との距離は最も遠いもので十五里と爲つて居る。

右に述べたところに依つて、正定縣東路の村莊に對して村毎に其の赴くべき集市が指定されて居たことは明である。光緒正定縣志卷三に依れば、南路は六十九村で、その中、南十里鋪、南二十里鋪、南村、柳辛莊の四處に集市が開かれ、西路は五十二村で、その中、曲陽橋、大河、北高吉の三處に集市が開かれ、北路は六十九村で、その中、新城鋪、北孫村、權城、七吉傳、家村、雕橋の六處に集市が開かれることゝ爲つて居る。此の三路の各村莊に對しても其の赴くべき集市の定められたことは、東路の場合と同様であつたと見なければならぬ。北路の新城鋪に東路の東楊家庄、西楊家庄、東賈村から來り集したことは、前に述べた如くである。

道光青城縣志^{二卷}一 藝文志に收められた道光二十三年の馬頭鎮革除桑皮稱手告示に、

照得。西鄉馬頭鎮。向有桑皮集場。爲附近二十四庄買賣聚集之所。前因執稱之人。

假公濟私、罔取市利、以致屢次結訟、云云。

とあつて、山東省青城縣馬頭鎮の桑皮集場に附近二十四村庄のものが聚集賣買したことが見える。集市に來り會するところの村庄を定めることは、正定縣のみならず、直隸、山東等北方一帶に廣く行はれた慣習であつたらう。

光緒曲江縣志^{七卷}都里の部には、七坊廂三十三都並に之に屬する村庄を列舉し、且つ村庄の隸する墟市をも舉げて居る。例へば次の如くである。

長桂一都。在城西北八十里。

里書經管西水捕屬村 燠水村 大沙洲 新樓村 墟邊村 瓜地村 列村 獐排村 老
老村俱隸重陽墟 觀音塘 狗矢園 塘子村 上鋪俱隸一六墟 芒江下 千家村 新
塘頭俱隸仁和墟

長桂二都。在城西北八十里。

里書經管西水捕屬村 黃土壇 麻地埂 水口村 墩坡裏 走馬扶 龍頭寮 槻頭村
李子園 青水塘俱隸重陽墟

此れに依れば、長桂一都の村落の中、燠水、大沙洲、新樓、墟邊、瓜地、列村、獐排、老村の八村は重陽墟に隸し、觀音塘、狗矢園、塘子村、上鋪の四村は一六墟に隸し、芒江下、千家村、新塘頭の三村は仁和墟に隸し、長桂二都の九村は重陽墟に隸するのであるが、いはゆる隸とは、此の村々の人が其の墟市に赴いて賣買することを指すのであらう。今、都里の條の記載に依つて、曲江縣郷

村二十五墟に就き、その隸するところの村鎮の數を通計すれば、次の結果を得るのである。

墟市	縣	距	離	隸	村		
墟市	縣東	四〇里	三九村	白土墟	縣南	六〇里	三村
大塘墟	縣東	七〇里	一四村	白沙墟	縣南	七〇里	八村
楓灣墟	縣東	三〇里	一村	樟樹潭墟	縣西南	八〇里	二九村
火山墟	縣東	八〇里	四村	羅坑墟	縣西南	一〇〇里	二一村
小坑墟	縣西南	五〇里	五一村	大橋墟	縣東北	五〇里	一五村
龍歸墟	縣西北	四〇里	三二村	零溪墟	縣東	九〇里	一三村
犁埠墟	縣西	四〇里	二一村	冷田墟	縣東北	一一〇里	一二村
重陽墟	縣西	六〇里	三五村	週田墟	縣東北	八五里	九村
一六墟	縣西北	六〇里	四〇村	大壩墟	縣東	一〇〇里	四村
仁和墟	縣南	四五里	三五村	黃坑墟	縣東	一〇〇里	一三村
馬壩墟	縣南	九〇里	一六村	苦竹墟	縣東北	一〇〇里	四村
石角墟	縣南	一〇〇里	一六村	江灣墟			四村
楊梅墟	縣東南	八〇里	三五村				
沙溪墟							

右の外、下坑村以下二十九村は附城に隸すとあるが、附城とは縣城の阜民門外にある南阜墟で、二十九村の民は南阜墟に赴いて賣買したのであらう。又上記二十五墟市の隸村の數は五十一を最多とし、四十、三十前後より降つて三四に至つて居る。三四の隸村の擧げられた小坑墟、白土墟などは、恐らく隣縣からも來り集したので、かゝる隣縣の村落をも算入すれば、其の隸村の數は若干増加したであらう。

右に述べたところに依つて、廣東省曲江縣に於いても各村落について其の赴くべき墟市の定められて居たことが知られる。顧ふに、此の慣習は、南北各地方に廣がり、殆ど一般的に行はれたもので、決して二三の州縣に於ける特例と見るべきものではない。又上に引用した地志は、道光、光緒など比較的新しい時代のものであるが、此の慣習は其の頃に起つたものではなく、餘程古くから存したので、其の起源は恐らく清朝以前に求むべきであらう。斯様な風習の起つた理由は數々あるであらうが、其の主なる一つは、一墟市に餘りに多くの村落の民が集まり、其の結果、村民の持ち來つた物資の價格が低落し、反對に其の買入れんとする品物の價格が騰貴するといふ、村民側の不利、不便を除かんとすることであつたのであらう。

五 定期市にて取引せられる商品と取引する人

村鎮の定期市に於いてどんな品物が賣買交易せられたか。此れに關する記述は少いが、しかし絶無ではない。次にその二三を並べて見よう。

乾隆嵩縣志 二卷 市鎮の條に、

橋北縣東十里。柴米小市。

田湖鎮縣東三十里。米糧聚集。溫泉之用。黃庄高其城。伊河東則廉其價。保民。商獲厚利。而入市者。拮据。

寺庄市伊河南十里。鹽米。

樂南縣東五十里。商賈無幾。汝河上下。山谿數十里。農器者。率擔負柴炭入市交易。

黃庄臨汝河縣東四十里。呂屯諸村。食鹽之市。

海角村縣東南六十里。惟鹽米蔬菜。

葛砦海角北十五里。中略。黃得妙。委山民。期集。市多。圍商。民重。載而。入。恒。輕。費。以。歸。

橋頭縣西二十里。鹽米小市。

樓關之潭頭西三十里。中略。豐稔。米糧。販運。絡繹。

廟灣市合峪北三十里。中略。近始設市。

汝河鎮蒲池溝易於縣往返三四里。民為立集。民向無之。鹽。

右の文中鹽米を市易すとか、鹽米農器を交易すとかいふ事が多く見えて居る。蓋此等諸村鎮の集市に於いては、主として鹽米農器蔬菜の類が交易賣買せられたので、その米糧蔬菜を賣つて鹽並に農器を買ふものは附近の農民であり、鹽並に農器を賣つて米糧蔬菜を買ふものは外來の客商であつたのである。(集市所在地に若干の商人の存する場合には其等も農民を相手として取引したのであらうが、しかし主として其れを行つたのは客商であつたやうである。)又、最近のものではあるが、民國滿城志略^{三卷}には、次の如き各郷集市表を掲げて居る。

	粟	米	綿	布	棉	花	牲	畜	蔬	菜	農器	其	他
南奇集	雜糧以紅糧爲多	土布	交易約萬斤	牲口豬市均有	四時水果果品不多	有不多	雜物均有						
西莊集	雜糧約百石上下	土布土線甚多	交易約萬斤	牲口豬市均有	同上	同上	夏季蓆秧甚多						
大冊營集	雜糧約百石上下	土布甚多線惟洋紗	交易約二萬斤	牲口豬市均有小	四時皆有冬季白菜甚多	同上	雜物均有莖葉甚多						
江城集	雜糧以麥爲多旺時可至百石	土布	交易甚少	牲口豬市均有以	四時皆有無大宗	同上	日用品均有						
石井集	雜糧爲大宗多由運來鄰縣	無	無	牲口豬市均有不	水菜皆小販秋季柿爲大宗	同上	同上						
大固店集	雜糧均有綠豆甚多	土線布	交易約三四萬斤	均有不多	四時水菜不絕	同上	麻甚多運販他處						
慰公集	雜糧均有斗市兩處	土白布	交易甚少	牲口市極大爲全縣之冠他畜亦有	水菜小販	同上	雜物均有						
南原集	雜糧甚多約百石以上	土白布	交易甚少	牲口豬市均有	無	同上	破布格襪甚多						
北保集	雜糧均有	土線甚多	交易僅有	牲口豬市均有不暢旺	無	同上							
涇陽縣集	雜糧均有不暢旺	土線土布甚多	無	牲口豬市均有	葱多他菜亦有	同上							
方順橋集	雜糧甚多	土線土布甚多爲全縣之冠	彈花多	牲口豬市均甚暢旺大豬爲多	葱辣椒均多他菜亦有	同上							
李各莊集	雜糧不多	土布土線均有	襪花彈花	無	辣椒極多爲全縣之冠胡蘿薑亦多	無	麻多						

清代に於ける村鎮の定期市

方民に賣込むものであつたであらう。絲壩穀市桑市等は地方民がそれ等のものを搬入して客商に賣渡す處であらう。同治番禺縣志卷八一壩市の條には、

烏涌墟(中略)賣果最盛。

黃陂墟(中略)多抄春初。鄉人獵獲珍異。畢萃於此。行販者爭起焉。

とあつて前者に於いて梅子生果が盛に賣買され、後者に於いて郷人獵獲の珍異が賣買されたことを記して居る。此等の品を買ひ取つたものはやはり客商であつたらう。

集市墟市に於いて扱はれる商品は、地方に依つて異なり、又箇々の集市墟市に依つても異なつたであらうが、要するにその地方の産物と、その地方に産しない若しくは僅しか産しない生活必需品の類とが賣買交易されたので、産物の乏しい地方の小さい集市では單に米糧蔬菜の類と茶鹽農器などが取引され、産物の多い處ではその色々の産物が持込まれて取引されたのである。此等様々の物品を取扱ふ市の外、専ら一二種を扱ふ市、例へば南海縣の絲壩穀市、桑市のやうなものもあつたのである。さうしていづれの場合でも地方の産物を持つ込むものはその地方の住民であり、それを買ひ取るもの並に其の地方に産しない物品を齎し來るものは主として客商であつたのである。

一 集市に於ける取引高は殆ど傳へられて居らず、僅に民國編纂の地志、例へば上に掲げた滿城志などに幾分の記述を見るに過ぎない。従つて記録に依つて取引高の變遷を窺ふことは出來ぬ。しかしながら、年を逐うて其れの増加するのが、恐らく一般の情勢であつたの

であらう。

六 定期市と牙行と斗秤人役 定期市と課税

集市墟市の商業を考へるに當つて閑却す可からざるものは牙行である。牙行は一つに經紀と呼ばれ、賣手買手の仲介を爲し、その商品の價格を評定し、その報酬として一定の手數料即ちいはゆる佣錢を申受けるもので、その由來頗る久しく、秦漢時代まで跡づけ溯るを得るものである。而してその主として活動したのは定期市に於いてであつた。此れは、例へば、皇朝文獻通考一卷三雍正十一年の上諭に、

各省商牙雜稅固有關國課亦所以便民是以各省額設牙帖俱由藩司衙門頒發不許州縣濫給所以防增添之弊不使遺累於商民也近聞各省牙帖歲有增添即如各集場中有雜貨小販向來無藉牙行者今概給牙帖而市井奸牙遂恃此把持抽分利息是集場多一牙戶商民即多一苦累○中略著直省督撫飭令各該藩司因地制宜著爲定額報部存案○中略再有新開集場應設牙行者酌定各數給發亦報部存案如此貿易小民可永除牙戶苛索之弊矣。

とあり、牙行が集場に働くものとして取扱はれて居るに依つても窺ひ知られる。牙行は一つの營業毎に言換へれば殆ど一種の商品毎に設けられ、而も取引高の相當大きいもの、即ち綢緞藥材米糧牲口酒茶などのやうなものに就いて設けられ、それもかなり股賑な集市に於

いて設置せらるべきであり、而してその額數を一定し、各省布政使より之に對して免許狀即ち牙帖(一)に司帖を撥給することゝ爲つて居た。さればあらゆる集市墟市に牙行が置かれたのではなく、又牙行の置かれた集市に於いても總べての商品の取引に牙行が介入するわけではなかつたのである。道光長清縣志二卷新查各集の條に、先づ、

豐齊集 張家集 萬德 南關(三) 苾村舖 趙官鎮 歸德 潘家店 李家寨 正官莊
の十集を擧げ、此れに對して、

以上十集、係報部請領司帖十六帖。
と云ひ、次に、

潘村 三莊 大金家莊 王府莊 崗山 青楊樹 東關(三) 王宿舖 黑峪 下巴 楮家
集 官莊集 翟家莊 關王廟 神佛站 西關(四) 胡官屯 仁里集 辛店 黃家樓 殷
家莊 牛家集 薛官屯 莒鎮 娘娘店 邢家樓 中店舖

の二十七集を擧げ、

以上二十七集、無帖。

と云つて居る。此れは前の十集には牙行を置いて此れに司帖を撥給し、後の二十七集には牙行を置かないこと示すものである、前の十集に司帖十六帖が撥給されたのを觀れば、その中の或る集には一人の牙行が置かれ、或る集には二三人の牙行が置かれたものと思はれる。民國新城志七卷街市の條には、稅有るものと無きものとに分かつて、集市名集期、司帖數を

掲げて居るが、今、集市名及び司帖數を抜き出せば次の如くである。

市有稅者八 四關三司帖 唐三二司帖 索鎮二司帖 榮家莊一司帖 石橋二司帖 張店三司帖 溝

裏一司帖 高苑橋一司帖

無稅者十六 扒頭橋 江西道莊 新橋 樓子莊 馬車橋 陳家莊 高樓 前劉莊

田家莊 鴨窩莊 棘托 宗王莊 鞞固莊 烏河頭 夏莊 益河

前の八集には一人若しくは二三人の牙行が置かれ、後の十六集にはその設けが無かつたのである。又光緒陵縣志四卷市集の條には、在城の集の外、

許家寨 柏林店 徐家店 姜家坊 蟻場店 鄭家寨 大柳店 鳳凰店 張蝦蟆家店

神頭鎮 滋博店 午家店 盤河鎮 馬家集

の十四集を載せ、次に牙行と題して、

在城 斗行 布行 花行 牛鱧行

鳳凰店 斗行 花行 牛鱧行

滋博店 斗行 花行 牛鱧行

神頭鎮 斗行 花行 牛鱧行

徐家店 斗行

柏林店 斗行

盤河店 斗行

鴉虎寨 斗行

と記載して居る。されば陵縣の十四集の中、在城を除いて云へば、鳳凰店以下六集には牙行が置かれ、他の八集には置かれなかつたのである。斗穀物、行、花、木、行、牛、驢、行等は牙行の種類を示すもので、恐らく此等の牙行が一人づゝ置かれたのであらう。上に掲げた長清縣新城縣などの牙行も勿論或る營業について置かれたので、その種類は右に掲げたところと似寄りのものであつたのであらう。

右に例として舉げた長清以下三縣はいづれも山東省に屬するものである。しかし此の三縣志に見える集市と牙行との關係は必しも三縣だけのことでなく、南北各地に於ける其の慣習も大體此れと同様であつたと見て大過無いであらう。

清代、各省に課程牙雜牛驢稅銀と呼ばれる稅種があつた。此れは略して商牙雜稅などとも呼ばれた。課程とは、元の頃から、茶鹽酒等に關する收入並に商稅などを總べ稱へた言葉であるが、清代では此等のものは雜賦又は雜稅と稱し、課程の語は牙行が官に代はつて徵收するところの一種の商稅を意味することゝなつた。牙雜とは牙行の年々納付する稅、牛驢は牛驢の賣買に際して徵收すべきもので、やはり牙行が官の爲めに取立てたのである。集市に對する課稅は、即ち此の課程牙雜牛驢稅銀であつた。従つて、それは牙行ある集市の商人等からのみ徵收され、牙行の無い集市に於いては、公には何の賦課も無かつたのである。此の稅の額は寧ろ僅少であつたが、その徵收が牙行の受負のやうに爲つて居た爲め、牙行は動

もすれば過多の錢銀を取立て、私囊を肥やしたやうである。元來牙行は小集市に於いてはその必要なく、若し之れある場合には、商民は右のやうな弊害のみを蒙つたのであるが、而も既に牙行の設けある以上、容易に之れを除き得なかつたのは、彼等が課程牙雜等の銀を受負ふ爲めであつた。されば山東省では、牙行の設けある小集市に於いては、該地方の豪民などが此の税銀を捐納し、同時に請うて牙行を撤去することが早くから行はれた。かゝる場合、その集市を名づけて義集又は義市と云つた。義集義市のことは嘉慶長山縣志^{三卷}一に收められた、康熙四十九年の知縣金鉞の周村義集記、康熙齊東縣志^{八卷}に收められた知縣余爲霖の義集記、光緒陵縣志^{七卷}、康熙五十一年の神頭鎮課税碑、嘉慶禹城縣志^{四卷}、街市の條などに依つて詳にすることが出来るが、次にその重要な部分を抜き出して置かう。

在昔市税銀兩。豪猾多就中取利。商困難甦。五紘大司。寇予告侍。養時。於周村市。力捐課税。暨刺史岱源公。每歲代爲完納。俾豪棍斂跡。不得橫行肆壓。歷年久。市僧之攫金者復出。故智松客公。爰以立市始末。諸方伯。勒石永禁。爲鎮備稅。世以爲常。云云。(康熙四十九年、知長山縣金

鉞、周村義集記)

具呈前任王公署任朱公同興義舉。一切課税本街紳衿捐輸。並不着落行戶取辦。至充行人役。必鎮民公議忠實之人。皆由僱充。既不領押帖完課税。自無從借口官例魚肉。愚謂民以是爲義集。已經前官允行。云云。(康熙五十一年、知陵縣某、神頭鎮課税碑)

康熙六十一年、北辛店民邵淵稟請革去經紀。雜行李棟材等買地七畝。輪流耕種。充上課税。遂

爲義市。教諭徐德需志之石。(嘉慶禹城縣志卷四)

(右の記文に見える如く、周村は康熙中義集と爲つたのであるが、後、之を罷め、再び牙行を置いたことは、下に引く雍正十二年の長山縣知縣の碑記に依つて知られる。神頭鎮も前に掲げた如く、光緒陵縣志では牙行が置かれて居る。)

尙ほ嘉慶長山縣志一卷市集、焦家橋の條には、次の如く記して居る。

焦家橋、原係義集。雍正十二年、邑令江蒙憲、批查東省課程銀兩等項。查得長山縣集場、舊有周村東關二處。間有經紀在集評價交易。每年原解課程銀十四兩五錢八分。牙雜銀六錢二分。牛驢稅銀三兩。卽係兩處經紀照願收交縣庫解兌。其餘焦家橋、鄉村集場。歷年名爲義集。俱係商民自行交易。並無經紀在集抽稅。茲蒙前因除周村東關二處、酌立官牙抽稅外。所有焦家橋等義集、向來並無經紀評交。以致騷擾。備由具申各憲。恐奸棍市僧吏胥不法之輩、借抽稅爲名。騷擾集場。出示諭令地保人等。如有前項不法之徒、扭稟本縣以覈重究。雍正十二年六月十九日。焦家橋刊石立碑。

右長山縣江知縣の諭示に依れば、長山縣に於いては周村と縣城東關との二集市にのみ課程牙雜牛驢稅銀が課せられ、従つて經紀が置かれ、焦家橋其他の集市には稅銀もなく、經紀も無かつたのである。従つて焦家橋には捐輸すべき稅銀は無く、此れを義集と云つたのは、唯牙行の無い爲めのやうに受取られる。果して左様とすれば、義集の語は、單に牙行無き集市に對して適用されることもあつたのである。又同書、禮參店の條に、

店舊無集。經庠生馬輝祖。於乾隆十四年立義集。議定市中升斗。自糶自量。生又時以息事寧人爲念。市無爭競。人多悅服。

とある。茲にも税銀捐輸のことは無く、市中の升斗の自糶自量に係ることが特筆せられて居る。蓋し集市には官斗官秤を備へ、人役を雇うて穀物其他を計畫せしめ、時としては州縣から此れに對して認許證を下付することもあり、而していはゆる棍徒が人役中にまぎれこんで商人等を誅求するやうなことも屢あつたので、神頭鎮課税碑などにも其の事が見えて居る。右の文に自糶自量とあるのは、商人が牙行を用ひずして直接に農民から米糧を糶買し、且つ斗秤人役を用ひずして自ら米穀を計量することを指したので、此の場合、義集の名は牙行及び斗秤人役無さを意味するやうである。義集本來の意義は郷民が税銀を捐輸するにあるのであらうが、右に述べたやうな場合にも用ひられたことを認めなければならぬ。

私の涉獵した範圍内では義集義市の名稱は山東省の地志にのみ見えて居るが、しかしかかる名稱無くして而もその實ある集市は他省にも存したやうである。此れは福建の地志、光緒龍溪縣志一卷街市の條に、

華對市

俗名茶碇。舊有稅。歲入百五餘錢。里人名式。及子燭。捐貲置地。免稅。都人祠祀之。

とあるに依つて窺はれる。

廣東省では、國初以來、道光年間まで、官有地に墟市を設けた場合には、地租銀を徴したやうである。此れは道光陽山縣志一卷都里の條、

按國初各虛阜。每年輸地租銀三十三兩七錢。內嶺背頭太平虛沙陂阜等。銀一十五兩七錢。七
鞏橋馬丁白蓮渡公即今村江背水口螺灘等。一十八兩。西寇之後。店舍焚毀。商民離散。惟嶺背
太平沙陂。納租徵解。後俱裁革。

とあるに依つて窺はれる。

七 定期市の設備と其の設立

村鎮の定期市は、北方では、道路若しくは道路に續いた廣場で催され、其の爲め特に建物を
しつらへるやうなことは無かつたやうである。その廣場は官有地を利用する場合もあり、
民有地を買取つて使用する場合もあつたやうである。前章に引いたやうに、嘉慶長山縣志
一卷禮參店の條には、

店舊無集。經庠生馬輝祖於乾隆十四年立義集。
とあるが、馬輝祖は恐らく義集の敷地を買入れて市人に提供したのであらう。

道光南海縣志二卷墟市、儒林文社絲墟の條に引かれた、嘉慶七年の南海縣知縣の示文の中
は、

略上嗣據胡誕等請。在本鄉墟心穀埠之傍。鄉衆基塘一口。填塘。建亭。擺賣絲斤等情。云云。
とあり、同治番禺縣志八卷一墟市、燕塘墟の條には、

略上近瘠狗嶺。無實鋪。惟蓋墟亭。以便賣買。云云。

とあり、咸豐順德縣志卷五墟市、悅來墟の條にも、

略上康熙四十七年。里人陳德送。出己地建廊。

とあり、同書、村頭墟の條にも、墟廊墟亭の語が見えて居る。此の亭廊などいふのは取引の便を圖る爲め墟市中に設けられた建物で、南海知縣の示文に依れば、粗色の物資よりも細色のその爲めに主として設けられたものゝやうである。尙ほ同治番禺縣志卷八黃陂墟の條には、

略上嘉慶十九年、建鋪四百餘。墟期一四七。云云。

とあり、石岡墟の條には、

鋪五十餘間。

とあり、廻龍市の條には、

略上道光己丑年。兩鄉隆姓建鋪四十餘間。

とあり、蘿岡墟、東圃墟、烏涌墟にも明代以來鋪數百の存したことを載せて居る。鋪は上に掲げた番禺志、燕塘墟の條の貨鋪と同じく、店舗を意味するのであつて、右の諸墟市は敷地が廣く、其の中に數十數百の店舗を造り、商人をして常時賣買せしめ、且つ之を利用して定期市をも開催したものであらう。かく墟市中に店舗を設けることは廣東の一部に行はれ、墟廊墟亭を設けることは他の地方にも相當廣く行はれたことゝ想像せられる。

墟市の設立については、同治南海志卷五に、

沙口穀埠道光閩鄉新設。

猪墟道光閩鄉設。

新桑墟中略成豐中。朱族設。

とあり、宣統南海志卷六には、

猪墟在南方沙口此の墟は前揭同治志猪墟に同じ。道光二十年合鄉設。中略一在東方揭大河洲咀道間。馮族設云云。

とあり、同治番禺志卷八に、

瑞雲市中略道光年間瑞雲等十二鄉同建。

とある。此れに依つて墟市が或は豪民に依り、或は一村の協力に依り、或は多數鄉村の共同に依つて設置せられたことが知られる。墟市を設置するとはいふまでもなく、敷地を買ひ、亭廊を建てるなどを指すのであらう。右の文獻は南海番禺二縣に關するもので、嶺南の慣習を示すものであるが、北方に於いても、道路以外に於いて特に集市を設ける場合には此れと類似の事が行れたであらう。

道光南海縣志卷二嘉慶七年の南海縣知縣の示文は、上に其の一部を引用したが、全文は次の如くである。

特調南海縣正堂戴。查九江絲墟。先因宋朝祿陳倫書等互控奉府憲提訊。詳奉各大憲批飾。將朱陳二姓所設開邊兩墟封禁。聽客另往別墟交易等因。嗣據胡珽等請。在本鄉墟心穀埠之傍。鄉衆基塘一口。填塘建亭。擺賣絲斤等情。稟奉各大憲批飾。核詳。

茲據前由。除核詳飾違外。合行示嚴禁。爲此示諭諸色人等知悉。嗣後務須各安本業。毋許在干該處穀埠基塘新設^〇絲墟。窩匪偷竊。滋擾客民。倘有不法匪徒。潛足擾累。

許該處保練人等。查拿稟解。從重究辦。決不姑寬。嘉慶七年十二月日示。

即ち、知府其他上司の批飾を奉じて、朱陳二姓の設けたところ開邊埋邊の兩墟市を封禁廢止し、更めて胡珽等の請願に従ひ、絲墟の開設を准すことを述べ、此れについての心得を示して居る。此れに依つて、墟市の開設及び廢止に際しては知縣に呈請することを要し、知縣は知府其他上司の裁可を得て之を認許すべきであつたことが窺ひ知られる。此れは北方に於いても同様であつたであらう。

八 結 語

私は康熙乾隆より光緒宣統並に民國に至る地志に依つて、直隸山東山西河南福建廣東廣西の諸州縣に於ける定期市について考察した。その結果を要約すれば、(一)此等六省の諸州縣には通常少きは十前後より多きは四五十に至る定期市場が設けられたこと、他の諸省も之に類したであらうこと、(二)その市場は集市墟などと呼ばれたこと、(三)定期市は十日に二回三回四回、十二日に四回等の日取りに依つて開かれたこと、(四)各市場毎に其處に來り集すべき村落が定められたやうであること、その村落の數は十前後より二三十村四五十村に及んだこと、(五)定期市ではその地方の産物とその地方に産しないところの生活必需品の類が取

引されたこと、前者は地方住民として農民によつて齋らされ、後者は主として客商に依つて齋らされたこと、(六)定期市には牙行の設けあるものと無いものがあり、牙行の設けある處では牙行が官のために税銀を徴取したこと、米糧等を計量する爲め斗秤人役の雇用される場合もあつたこと、(七)定期市は道路もしくは廣場で行はれ、南方では、そこに墟廊墟亭等の設けられる場合が多かつたこと、(八)定期市の設立及び廢罷は知縣に願ひ出で許可を得べきであつたこと等である。要するに村鎮の定期市は地方經濟の動脈ともいふべく、地方住民はその生産物を此れに依つて都市並に他の地方に提供し、又其の生産し得ない生活必需品を此れに依つて都市若しくは他の地方から受入れたので、各村鎮には大抵常設の商店も存したけれども、而も商業は主として定期市に於いて行はれたので、支那の重要産物たる茶生絲の如きも此れを通して集散したのである。一つの定期市に就いて觀れば、盛衰もあり、撤廢されたものもあるけれども、大體から云へば、其の數は、國初以來次第に増加し、又其の取引額も漸次増大し來つたやうである。

地方の定期市は以上述べたところに盡きるのではない。右に述べたのは十日若しくは十二日に幾回か開かれる市で、旬市とも名づくべきものであるが、此の外、嗣廟の祭日を中心として行はれる一個年一回若しくは二回の市、即ち年市ともいふべきものがあつて、その期間は或は一日、或は二日、長きは半月にも及んだのである。清人は此れを會若しくは廊會、會場などと呼んだ。此れ亦地方經濟上大切なものであつた。又重要産物を多量に出だす處

ではその物産の出ざかり期に數十日に亙つて盛な市の行はれることもあつた。江蘇南潯鎮の新絲市の如きは即ち是れである。此等の事は、近く、別に一小篇として發表する心組である。

定期市は運輸通信の發達、卸賣小賣の發達と共に衰微し了るべきものであることは、更めて論ずるまでもない。清朝時代特に其の末期は恐らく定期市隆昌の絶頂であつたのであらう。(完)

註

(1) 福田博士追憶經濟學論集所載拙稿「唐宋時代の市」及び「市村博士古稀紀念東洋史論叢」拙稿「唐宋時代の草市及び其の發展」。

(2) (3) (4) (5) 長清縣の南關・東關・西關並に新埜縣の四關の集市は、それと縣治の城門附近に開かれるもので、都市の市と見るべく、従つて本論文の範圍外であるが、姑く原文に従つて掲載したのである。